総税企第52号 平成20年3月31日

各都道府県知事 殿

総務省自治税務局長 (公印省略)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律について

このたび、衆議院総務委員長提出の標記法律が、別添のとおり、本日、可決、 成立しました。同法律は、本日中に公布され、平成20年4月1日から施行され ることとなります。

同法律は、3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち自動車取得税に係るもの(暫定税率を除く。)について、その期限を暫定的に5月31日まで延長する措置を講ずるものです。

また、暫定的に延長される特別措置のうち、政府提出の地方税法等の一部を 改正する法律案により適用要件の変更が行われるもの(低燃費車特例及び大型 ディーゼル車特例)については、政府提出法案が成立した場合、その公布の日 の翌日から新たな適用要件が適用されることとするものです。

ついては、下記事項に留意の上、条例の手続等について適切に対応するとと もに、課税事務の適正な執行に万全を期するようお願いします。

併せて、関係団体・関係業界等への連絡、納税者等からの問い合わせ等についても、適切に対応していただくようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしくお願いします。

1 法案の趣旨

平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとすること。

2 地方税における非課税等特別措置の一部の期限の暫定的な延長

地方税における平成20年3月31日に期限の到来する非課税等特別措置のうち自動車取得税の非課税等特別措置の一部の期限を、暫定的に同年5月31日まで延長すること。(地方税法附則第32条第1項、第6項から第8項まで、第11項及び第12項関係)

- 過疎バスに係る非課税措置(附則第32条第1項関係)
- 免税点の特例措置(附則第32条第6項関係)
- 低燃費車に係る課税標準の特例措置(附則第32条第7項及び第8項関係)
- ・ 大型ディーゼル車に係る税率の特例措置(附則第 32 条第 11 項及び第 12 項関係)

3 施行期日等

この法律の施行日は平成20年4月1日(附則第2条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律の公布の日)とすること。

その他、地方税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案要 綱

一 趣旨 (第1条関係)

この法律は、平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとすること。

二 地方税における非課税等特別措置の一部の期限の暫定的な延長(第2条関係)

地方税法における平成 20 年 3 月 31 日に期限の到来する非課税等特別措置のうち自動車取得税の非課税等特別措置の一部の期限を、暫定的に同年 5 月 31 日まで延長すること。(地方税法附則第 32 条第 1 項、第 6 項から第 8 項まで、第 11 項及び第 12 項関係)

三 施行期日等

- 1 施行期日(附則第1条関係) この法律は、平成20年4月1日から施行すること。ただし、2について は、地方税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行すること。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律の一部改正(附則第2条関係) 地方税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行うこと。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、 平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施

行が平成二十年四月一日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、 同年三月

三十一日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等

に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三

十一日まで延長する措置を講ずるため、 地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) の一部改正につい

て定めるものとする。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第一項、第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項中「平成二十年三月三十一日」

を「平成二十年五月三十一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、 平成二十年四月一日から施行する。 ただし、 次条の規定は、 地方税法等の一部を改正

する法律(平成二十年法律第の号)の公布の日から施行する。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法附則第三十二条第一項の改正規定中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年

五月三十一日」に改め、 同条第二項及び第六項の改正規定中「及び第六項」を削り、 「に改め」の下に「、

同条第六項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め」を加え、 同条第七項及

び第八項の改正規定中 「平成二十年三月三十一日」を「平成二十年五月三十一日」に、 「平成二十年四 月

日 を「地方税法等の一部を改正する法律 (平成二十年法律第

号)の施行の日の翌日」に改め、

同条第十一項及び第十二項の改正規定のうち同条第十一項中「平成二十年四月一日」を「地方税法等の一

部を改正する法律(平成二十年法律第

号)の施行の日の翌日」に改める。

附則第二十条の次に次の一条を加える。

(この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置)

第二十条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後の

それぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律

の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長す る必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年五月三十一日まで延長する措置を講ず 日後となる場合に備え、 平成二十年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成二十年四月 その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年三月三十一日に期限の到来する

る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案 新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

第二条による改正(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号))

改正案	現
附則	附則
(自動車取得税の非課税等)	(自動車取得税の非課税等)
第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助	第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助
を受けて、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運	を受けて、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運
送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少	送事業を経営する者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少
等により運行の維持が困難になつているものの運行の用に供する一般乗	等により運行の維持が困難になつているものの運行の用に供する一般乗
合用のバスとして総務省令で定めるものを取得した場合においては、当	合用のバスとして総務省令で定めるものを取得した場合においては、当
該取得が平成二十年五月三十一日までに行われたときに限り、第六百九	該取得が平成二十年三月三十一日までに行われたときに限り、第六百九
十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、	十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、
自動車取得税を課することができない。	自動車取得税を課することができない。
2~5 略	2~5 略
6 平成二年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われた自	6 平成二年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた自
動車の取得に係る第六百九十九条の九の規定の適用については、同条中	動車の取得に係る第六百九十九条の九の規定の適用については、同条中
「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。	「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。
7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じ	7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じ
て得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十二条の三	て得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十二条の三
第三項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「	第三項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度(次項において「

項の規定の 用がある場合の自動車の取得を除く。 もので総務省令で定めるもの 平成十七年窒素酸化物排出許容限度」 十年五月三十 適用については、 一日までの間に行われたときに限り、 当該取得が平成十八年四月一日から の取得 (第三項から第五項までの規定の適)に係る第六百九十九条の七第一 という。 の四分の一を超えない 同項中 「取得価 で形成二 額

とあるのは、

「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする

8 間に行われたときに限り、 は 取得を除く。 得 得た数値以 から十五万円を控除して得た額」とする。 :排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの エネルギー (第三項から第五項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動 当該取得が平成十八年四月一日から平成 上 の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化 消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて に係る第六百九十九条の七第 同項中 「取得価額」 一十年五月三十 とあるのは、 項の規定の適用につ 「取得価 日までの いて 車 \mathcal{O} 額 \mathcal{O} 取

9及び10略

11 項 が 車 安基準で総務省令で定めるもの るものに限る。 十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保 べまで、 基準 車 項において「重量車基準適合車」という。 排出ガス保安基準」という。)に適合し、 両総重量が三・五トンを超える自動車 エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの 第七項、 のうち、 第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車 道路運送車両法第四十一条の規定により平成 (以下この項において (軽油を内燃機関の燃料とす かつ、エネルギー消費効率 の取得 「平成十七 (第三項から第五 (以下こ 车 重量 'n 取

> 8 から十五万円を控除して得た額」とする 間に行われたときに限り、 は、 取得を除く。 得 物 得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸 とあるのは、 十年三月三十 項 用がある場合の自動車の取得を除く。 もので総務省令で定めるものの取得 平成十七年窒素酸化物排出許容限度」 排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるもの の規定の適用については、 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を (第三項から第五項まで又は前項の規定の適用がある場合の自 当該取得が平成十八年四月一日から平成)に係る第六百九十九条の七第 一日までの間に行われたときに限り、 「取得価額から三十万円を控除して得た額」 同項中 当該取得が平成十八年四月一 「取得価 という。 (第三項から第五項までの規定の適)に係る第六百九十九条の 額 一十年三月三十 とあるのは 項 の四分の一を超えな の規定の 同項中 とする 日 適 「取得価 から 用 「取得価 日までの につ 乗じて 動 平 七 成 第 11 車 \mathcal{O} て \mathcal{O} 取

及び10略

11 項 0 が 車排出ガス保安基準」という。)に適合し、 安基準で総務省令で定めるもの 十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保 るものに限る。 くまで、 項において「重量車基準適合車」という。 車両総重量が三・五トンを超える自動車 基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの 第七項、 のうち、 第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動 道路運送車両法第四十一条の規定により平成 (以下この項において かつ、 (軽油を内燃機関の燃料とす の取得 エネルギー 「平成十七 (第三 一項から第 ·消費効率 (以下こ 車 年 0) 重 取

(次項において「低排出ガス重量車基準適合車」という。)にあつてはり、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるもの(次項において「低排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるもの(次項において「低排出ガス重量車基準適合車」という。)にあつては、 「次項において「低排出ガス重量車基準適合車」という。)にあつては、 ででにある率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車」という。)にあつては、 ででは、当該取得が平成十年を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十年の方の二)を控除した率とする。

得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得につが平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の排出量での値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるもの(次項において「低排出ガス重量車基準適合車で総務省令で定めるもの(次項において「低排出ガス重量車基準適合車」という。)にあつては、百分の二)を控除した率とする。

- 3 -

第一条 び第十二項を次のように改める。 日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、 三十一日まで」に改め、 ら平成二十年五月三十一日まで」を「地方税法等の一 十年五月三十一日」 年三月三十一日」に改め、 に改正する。 11 方税法等の 十一日」を に、 (平成二十年法律第 (地方税法の一 附則第三十二条第一項中「平成二十年五月三十一日」を「平成二十二 「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、 に対して課する自動車取得税の税率は、 以下この項において同じ。 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう 第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。 地方税法 「平成十八年四月一日から平成 「平成三十年三月三十一日」に改め、 部を改正する法律 部改正 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 改 を 「平成三十年三月三十 同条第八項中 同条第二項 号)の施行の日の翌日から平成二十二年三月 (平成) の取得 正 二十年五月三十一日まで」を 「百分の百十」を「百分の百十五 一十年法律第 (第三項から第五項まで、 当該取得が地方税法等の一 日」に改め、 「平成十八年四月一日 同条第六項中 中 案 「平成二十年三月三 の 一 部を改正する法律 同条第十一項及 部を次のよう 同条第七項 「平成二 施行の 第七 地 か 第一条 に改正する。 11 び第十二項を次のように改める。 成二十年四月一日 三十一日まで」に改め、 ら平成二十年三月三十一日まで」 中 十一日」を 年三月三十一日」に改め、 (地方税法の一 項、 に、 附則第三十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」 「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、 に対して課する自動車取得税の税率は、 以下この項において同じ。 次に掲げる軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう 第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。 地方税法 「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、 「平成三十年三月三十一日」に改め 部改正 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 現 同条第八項中 同条第二項及び第六項中 の取得 を 「平成二十年四月一 「百分の百十」を「百分の百十五 (第三項から第五項まで、 当該取得が平成二十年四月 「平成十八年四月一日か 行 から平成二十二年三月 「平成二十年三月三 0) を 同条第十一項 部を次のよう 「平成二十 同条第七 第七 平

項

及

た率とする。 日までに行われた場合にあつては、 の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一 車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分 に行われた場合にあつては、 当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日まで 項に定める率から、 項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二 九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの ら平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、 部を改正する法律 (平成二十年法律第 第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動 百分の〇・五) 号)の施行の日の をそれぞれ控除 第六百 翌日 カ

~三 略

12

略

附 則

措置) (この法律の 公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過

第二十条の二 な事項 おけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要 (この附則の規定の読替えを含む。 この法律 の公布の日が平 成 一十年四月 その 他 のこの法律の円滑 日後となる場合に

施行に関し必要な経過措置は、

政令で定める。

た率とする。 車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分 項に定める率から、 項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二 九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、 日までに行われた場合にあつては、 の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一 に行われた場合にあつては、百分の一)を、 当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日まで ら平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、 日 第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(百分の〇・五) 第二号に掲げる軽油自動 当該取得についてこの をそれぞれ控除 第六百 カコ

12 略

〜三 略

附 則